

生 通 甲 達 第 4 号
平成 2 8 年 7 月 2 1 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察における初動警察活動等を強化するための機動警察通信隊活動の推進について

初動警察活動を強化するための機動警察通信隊活動（以下「初動警察通信活動」という。）については、初動警察刷新強化に資するため、初動警察活動を強化するための機動警察通信隊活動の実施について（平成 2 2 年生通甲達第 6 号。以下「旧通達」という。）により、中部管区警察局福井県情報通信部との協議により策定した活動方針等に基づき推進し、一定の成果が見られるところである。

しかしながら、初動警察通信活動については、初動警察活動だけでなく、これに接続する警察活動においても映像伝送事例が多数認められること、よりの確な技術支援が必要であること等を勘案し、「福井県機動警察通信隊の初動警察通信活動方針」の見直しを図り、別添のとおり制定したので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。